

第5章 建設工事入札参加資格審査申請書【別表】について

次の発注者別評価事項に係る加点を希望する場合は、「建設工事入札参加資格審査申請書【別表】」により、別途、申請を行ってください（経営事項審査申請時、面談審査時の提出は受付しません）。

1 当該申請書で受け付ける発注者別評価事項

- (1) 賃金水準に関する加点
- (2) g B i z I Dの取得に関する加点
- (3) 若年者等雇用に関する加点（事後確認）

2 提出書類

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書【別表】
- (2) 申請する評価事項に応じた添付書類

3 提出方法等

電子申請とします。

4 受付期間

令和7年1月6日（月）から同月31日（金）まで

1 賃金水準に関する加点

賃金水準の引き上げの状況について申請する場合は、次の点に注意してください。

1 一人当たり給与等支払額が1.5%以上又は3.0%以上増加している場合

次の(1)～(2)のいずれかを申請することができます。

(1) 令和4年分と令和5年分の比較

120ページを参照のうえ、「①-1 令和5年分が令和4年分と比較して一定以上増加している」項目の「支払総額」及び「人数」欄に、税務署に提出した令和4年分及び令和5年分の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」から指定の金額及び人数を転記してください。

【添付書類】

- ・令和4年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（控え）の写し
- ・令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（控え）の写し

(2) 令和5年分と令和6年分の比較

120ページを参照のうえ、「①-1 令和6年分が令和5年分と比較して一定以上増加している」項目の「支払総額」及び「人数」欄に、税務署に提出した令和5年分及び令和6年分の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」から指定の金額及び人数を転記してください。

【添付書類】

- ・令和 5 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（控え）の写し
- ・令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（控え）の写し

2 令和 6 年の一人当たり給与等支払額が全国平均（令和 5 年分）を超えている場合

120 ページを参照のうえ、「② 令和 6 年分が全国平均を超えている」項目の「支払総額」及び「人数」欄に、税務署に提出した令和 6 年分の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」から指定の金額及び人数を転記してください。

【添付書類】

- ・令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（控え）の写し

なお、比較対象となる全国平均については、厚生労働省が行っている賃金構造基本統計調査の結果によるものとし、結果が確定次第、建設政策課ホームページにおいて公表します。（令和 6 年 3 月頃予定）

※ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表について、税務署の受付印、受信通知等は不要です。

2 g B i z I D の取得に関する加点

令和 7 年 1 月 3 1 日までに、g B i z I D プライムのアカウントを取得している場合は、加点対象となります。

【添付書類】

- ・事業者ログイン画面（マイページ）の写し

※アカウント ID はマスキングしてください。

※上記書類により、アカウント種別が「g B i z I D プライム」であること及び法人名（屋号）を確認します。

※事業者登録の申請から登録完了まで 2 週間程度かかりますので、当該加点の申請を希望される方はご注意ください。

g B i z I D ホームページ : <https://gbiz-id.go.jp/top/>

【制度に関するお問い合わせ先】

g B i z I D ヘルプデスク

電話番号：0570-023-797 ※平日午前 9:00～午後 5:00

3 若年者等雇用に関する加点（事後確認）

「若年者等雇用申告書」を提出した申請者については、対象者が採用日から令和6年11月1日までの間、継続して雇用され、かつ県内に居住していることの事後確認を行います。なお、令和6年11月1日より前に面談審査を実施した場合のみ、事後確認が必要です。

※対象者が令和6年10月31日以前に退職されるか、県外に居住することになったなど、加点対象外となった場合であっても、その旨を電子申請により報告してください。

【添付書類】

- ・対象者の雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届
- ・対象者の住民票

※住民票は発行日が令和6年11月1日以降かつ個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの

※事後確認が必要な申請者への通知は行いません。